

基礎自治機能の充実及び強化に関する提言（案）

大阪府議会では、特別委員会からの提案により、全国で初めてとなる「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」（以下、「本条例」）を制定し、令和6年4月1日から施行されました。

本条例に基づき、現在、大阪府では知事を本部長とする「大阪府基礎自治機能充実強化推進本部」を設置し、「基礎自治機能充実強化方針」の策定に向けて取り組まれています。大阪府庁職員一人ひとりがその重要性を認識し、市町村に寄り添った取り組みを一層強化することが重要であり、市町村や地域の現状を迅速に把握し、市町村の将来の在り方検討の必要性について、住民の理解を得ながら取り組みが進められるよう気運の醸成に努めるとともに、これまでの慣例や前例踏襲にとらわれない取り組みや、柔軟な発想による取り組みについても進める必要があります。

こうした考えのもと、この度の基礎自治機能充実強化基本方針の策定にあたり、以下のとおり、本提言を特別委員会として取りまとめたところです。

知事におかれては、本提言を踏まえた基本方針を策定し、府内市町村の基礎自治機能の充実及び強化に取り組まれるよう、強く求めます。

提言項目

1 基礎自治機能充実強化基本方針の策定等について

基礎自治機能の充実強化には、府域全体の将来人口等の変化を予測し、住民の理解や市町村議会での議論を促進するために府が様々な情報提供等を行いながら気運醸成を図り、行財政改革の視点を持って住民サービスの維持向上に資するよう、効率的かつ効果的に取り組みを進めることが重要です。

広域的な視点で、府内の全体最適を進めるにあたっては、あくまでも府内市町村の意見等を聞きながら自主性を尊重し、広域連携の促進や府域一元化、自主的な市町村合併等の基礎自治機能の強化に資する取り組みについて、全庁的に意見集約をするとともに、学識経験者からの知見も参考にし、大阪府として主体的に進めるべき施策の方向性を明確化し、基礎自治機能充実強化基本方針の制度設計を構築すること。

2 基礎自治機能の充実強化に資する推進体制の構築について

基礎自治機能の充実強化について、府の重要課題として位置づけるとともに、

基本方針に基づく施策の実施に必要な事務量に適切に対応できる人員を配置し、組織力強化と推進体制の充実を図ること。

3 基礎自治機能充実強化の取り組みへの財政支援等について

基礎自治機能充実強化基本方針に基づく取り組みを積極的に推進するためには、財政措置が必要になります。広域連携の促進や府域一元化、自主的な市町村合併等の推進など、基本方針に基づく基礎自治機能の充実強化に資する取り組みを積極的に推進する自治体に対して、府は、新たな財政支援や市町村振興補助金の拡充等を行い、取り組みを促進すること。

令和6年8月5日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府議会 基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会

委員長	鈴木 憲
副委員長	西元 宗一
	久谷 眞敬
	木下 昌久
	市来 隼
	牛尾 治朗
	前田 洋輔
	加治木 一彦
	吉田 忠則
	須田 旭